



平成 29 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 ウェルシアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 水野秀晴
(コード番号 3141 東証一部)
問 合 せ 先 常務取締役兼執行役員 I R 担当 中村 壽一
(TEL. 03-5207-5878)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、同時に、当社子会社 1 社（ウェルシア薬局株式会社。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。）の取締役（社外取締役および国内非居住者を除き、当社の取締役と対象子会社の取締役を併せて、以下「対象取締役」といいます。）についても、本日開催の対象子会社の取締役会において、当社の取締役と同様に本制度を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の導入については、平成 29 年 5 月 23 日に開催予定の第 9 回定時株主総会に付議いたします。また、同様に、対象子会社は本制度の導入に関する議案を平成 29 年 5 月に開催予定の対象子会社の定時株主総会（当社と対象子会社の株主総会を併せて、以下「本株主総会」といいます。）に付議いたします。

記

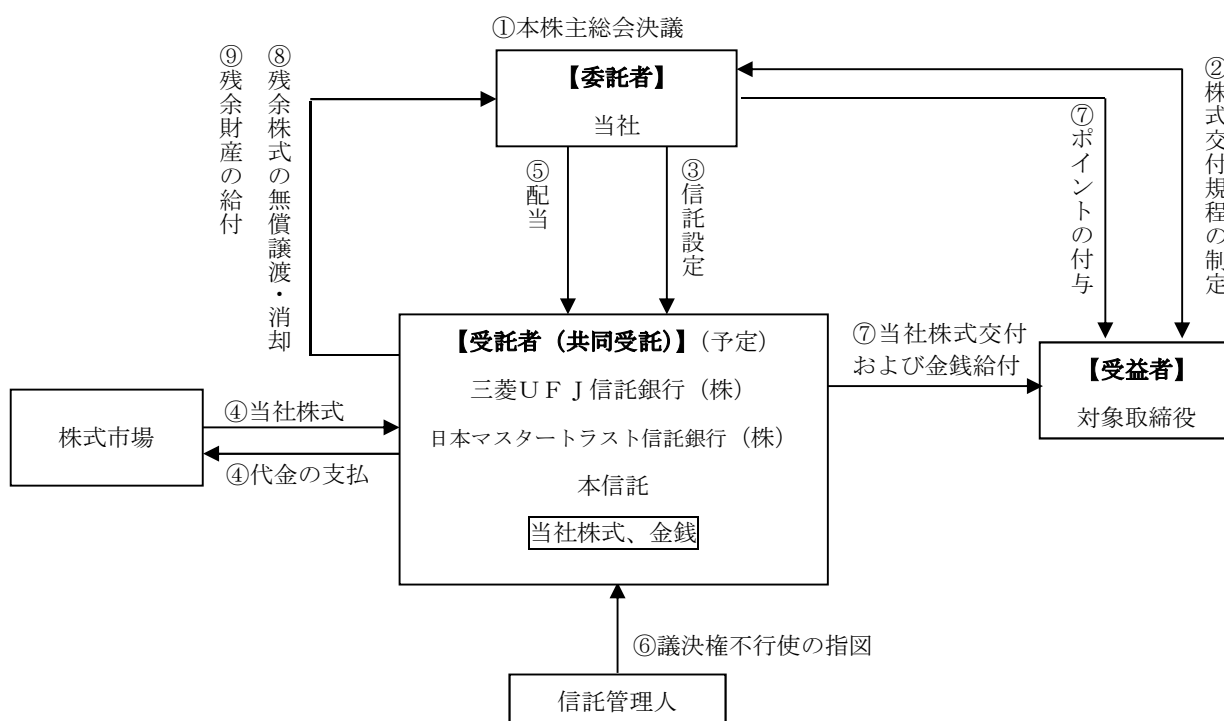
1. 本制度の導入について

- (1) 当社および対象子会社は、対象取締役を対象として、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入します。^{※1}
- (2) 本制度の導入は、対象会社ごとに、本株主総会において対象取締役を対象とした本制度の導入に関する議案に係る承認を得ることを条件とします。^{※2、※3}
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様の役員に対するインセンティブ・プランです。対象会社は、対象取締役が当社および全ての当社子会社の取締役を退任した後に、B I P 信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて、交付および給付（以下「交付等」といいます。）します。
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定した B I P 信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追

加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

- ※1 当社は、代表取締役の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役および社外監査役で構成する役員報酬諮問会議にて、本制度の導入を審議しております。
- ※2 本制度の導入に関する議案に合わせて、「基本報酬」の報酬額改定についても本株主総会に付議いたします。
- ※3 本制度の導入に伴い、現行の株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないこととします。これにより、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については「基本報酬」のみによって構成されます。

2. 本制度の概要



- ① 対象会社は、対象会社ごとに、対象取締役を対象とする本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 対象会社は、対象会社ごとに、取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 対象子会社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象子会社取締役に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出します。当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を合わせて信託し、受益者要件を満たす対象取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、対象会社ごとに拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。

- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当を行います。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位および毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、毎年、対象取締役に付与されるポイント数（下記（５）に定めます。）が決定され、そのポイント数は信託期間中累積します。一定の受益者要件を満たす対象取締役に対して、当該対象取締役の退任後に累積したポイント数に応じて当社株式等について交付等を行います。（なお、当該対象取締役が、当該対象取締役としての地位に加え、対象子会社以外の当社子会社の取締役に兼任している場合（当該対象取締役の退任と同時に、対象子会社以外の当社子会社の取締役に就任する場合があります。）は、当社および全ての当社子会社の取締役に退任した後に当社株式等の交付等を行います。）
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注)受益者要件を満たす対象取締役への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、各対象会社は、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間に対応した平成30年2月末日で終了する事業年度から平成32年2月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象として、役位および毎事業年度の業績目標の達成度等に応じて当社株式等の交付等を対象取締役が当社および全ての当社子会社の取締役に退任した後に行う制度です。

本制度による役員報酬は、役位に応じて毎事業年度に一定のポイント数を付与する「固定部分」と、毎事業年度の業績および中期経営計画で掲げる業績目標の達成度に応じてポイント数を付与する「業績連動部分」から構成されます。「固定部分」は、当社株主との利害の共有化を目的とし、「業績連動部分」は、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高める対象取締役のインセンティブとします。

(2) 制度導入にかかる本株主総会決議

各対象会社は、本株主総会において、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限および対象取締役に対して付与するポイント（下記（５）に定めます。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記（４）イの信託期間の継続を行う場合は、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、各対象会社における取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行うことを決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役は、当社および全ての当社子会社の取締役を退任（死亡により退任する場合を含みます。以下同じ。）した後、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任までの期間に付与された累積ポイント数（下記（5）に定めます。）に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中对象取締役として在任していること（対象期間中、新たに対象取締役になった者を含みます。）
- ② 当社および全ての当社子会社の取締役を退任していること※、または海外赴任により国内非居住者となること
- ③ 自己都合もしくは解任により退任した者、在任中に一定の非違行為があった者または会社に許可なく同業他社に就職した者でないこと
- ④ 下記（5）に定めるポイント数が決定されていること
- ⑤ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ 下記（4）ウの信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が対象取締役として在任している場合（上記②を除く受益者要件を満たす対象取締役であった者が当該対象取締役を退任した後、対象子会社以外の当社子会社の取締役として在任している場合を含みます。）には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

平成29年7月6日（予定）から平成32年7月末日（予定）までの約3年間とします。

イ 本信託の継続

本信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の本株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で対象子会社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を当社に追加拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を合わせて信託し、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を継続することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、本信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役（上記（3）②を除く受益者要件を満たす対象取締役であった者が当該対象取締役を退任した後、対象子会社以外の当社子会社の取締役として在任している場合を含みます。）が在任している場合に

は、直ちに本信託を終了させずに、当該対象取締役が当社および全ての当社子会社の取締役を退任し、当社株式等の交付等が完了するまでの一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。ただし、その場合には、対象取締役に対する新たなポイントの付与は行いません。

(5) 対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数

対象取締役には、信託期間中の毎年2月末日に対象取締役として在任する者に対して、同日で終了する事業年度（初回は平成30年2月末日で終了する事業年度）における役位および業績等に応じて算出されるポイント数を、毎事業年度終了後の所定の時期に付与します。また、対象期間の終了後に、中期経営計画で掲げた業績目標の達成度に応じて、対象期間中に付与されたポイント数の加算または減算を行います。信託期間中に付与されたポイント数は、毎年累積し、対象取締役が当社および全ての当社子会社の取締役を退任した後に、累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。

1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

(6) 本信託に拠出される信託金の合計上限額および本信託において対象取締役に付与するポイントの総数の上限

信託期間中に当社が本信託に拠出する信託金の合計額および当社の取締役に付与するポイントの総数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

当社が本信託に拠出する信託金の合計上限額

600 百万円 (※)

(※) 信託期間中の株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

当社が信託期間中に当社の取締役に付与するポイントの総数の上限

210,000 ポイント

本信託に当社が拠出する信託金の合計上限額は、現在の当社の取締役の報酬水準を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

信託期間中に当社の取締役に付与するポイントの総数の上限は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定しています。

また、信託期間中に対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限額の合計は、650 百万円（当社分と合わせて合計 1,250 百万円）とし、対象子会社の取締役に付与するポイントの総数の上限は 240,000 ポイント（当社分と合わせて合計 450,000 ポイント）となります。

対象期間において、本信託が取得する当社株式の数（以下「取得株式数」といいます。）は、対

象期間中に対象取締役に対して付与するポイントの総数の上限に相当する株式数（450,000株）を上限とします。なお、上記（4）イによる本信託の継続を行う場合は、継続後の対象期間における取得株式数は、対象期間中に対象取締役に対して付与するポイントの総数の上限に相当する株式数（450,000株）を上限とします。

（7） 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の本信託に拠出する信託金の合計上限額および取得株式数の上限の範囲内で株式市場からの取得を行います。

（8） 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法

上記（3）の受益者要件を満たす対象取締役（対象取締役を退任後、対象子会社以外の当社子会社の取締役に就任している者を含む。（8）において以下同じ。）は、ポイント数の70%に相当する当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から受け、残りのポイント数に相当する株式数については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。なお、受益者要件を満たす対象取締役が死亡した場合は、当該対象取締役の相続人が、ポイント数の全てに相当する株式数の当社株式を本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。また、受益者要件を満たす対象取締役が海外赴任により国内非居住者になった場合は、当該対象取締役は、ポイント数の全てに相当する株式数の当社株式を本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

（9） 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（10） 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、対象会社および対象取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。また、本信託を継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

（11） 本信託の終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、本信託の終了時（上記（4）ウによる本信託の延長を行った場合は延長された信託期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 対象取締役のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成29年7月6日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成29年7月6日（予定）～平成32年7月末日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成29年7月6日（予定） |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 1,250百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含みます。） |
| ⑬株式の取得時期 | 平成29年7月7日（予定）～平成29年7月31日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含みます。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書にもとづき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上